

3 埼玉東部消防組合消防局 (埼玉県)の事例

3 埼玉東部消防組合消防局の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	35
②広域化実現までの手順の概要	36
③協議会設置までの手順	37
④協議会の事務の流れ	40
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	42
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	44
⑦広域化による具体的なメリット	46
⑧新体制移行後の課題等	48

1 埼玉東部消防組合の地勢・概要

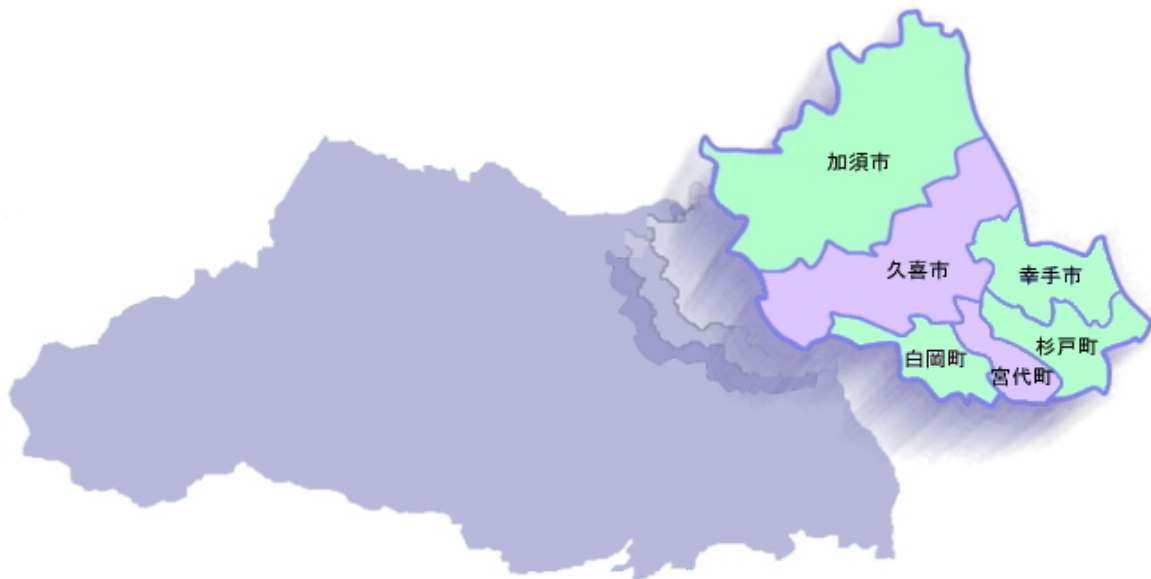
埼玉東部消防組合の管内は、関東平野のほぼ中央に当たる埼玉県北東部に位置し、大半は勾配が極めて緩やかな加須低地や中川低地であり、大落古利根川、元荒川、中川などの河川や葛西用水など農業用水が広大な水路網を形成されている。

久喜市（旧栗橋町）、幸手市、杉戸町は日光街道の宿場町として、加須市は利根川の水運の要衝として発展するとともに、久喜市は主要街道を結ぶ物流の拠点として栄えた。

埼玉東部消防組合は、加須市消防本部、幸手市消防本部、白岡市消防本部、杉戸町消防本部及び久喜地区消防組合消防本部（久喜市、宮代町）の5消防本部を広域化し、一部事務組合として平成25年4月1日に発足した。

管轄面積は、320.65平方キロメートル、管轄人口は、454,160人（平成22年国勢調査）となっている。

消防体制は、1消防局（5課）、6消防署、10分署、2出張所、消防職員数641人で、21世紀の新たな消防としてスタートした。



2 広域化実現までの手順の概要

▶広域化の背景

平成25年4月1日以前のこの地域の消防体制は、7消防本部中5消防本部が管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部であり、埼玉県内では11消防本部がこれに該当する。

このような状況の中、埼玉県が、消防組織法第33条に基づき「埼玉県消防広域化推進計画」を平成20年3月に策定した。

この計画は、埼玉県消防広域化推進委員会を設置し策定したもので、21世紀の埼玉県の消防体制のあるべき姿として、概ね政令市を念頭に7つのブロックに広域化するものである。

「埼玉県消防広域化推進計画」で定めた広域化対象市町村のうち加須市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡町及び杉戸町の3市3町において、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たすため、消防本部の規模を大きくすることにより、行財政上のスケールメリットを活用して、より高度な消防サービスを提供できるよう消防体制の充実強化を図るため広域化したものである。

なお、「埼玉県消防広域化推進計画」による第7ブロックは、5市3町となっているが、消防広域化の協議の整った組合市町が先行し、埼玉東部消防組合を設立した。



▶広域化の検討経緯

当地域は、第7ブロックとされ5市3町（市町村合併後）で自主的な勉強会という位置づけの消防広域化第7ブロック連絡協議会を設立し、平成21年5月から10月にかけて各消防本部の課題等を抽出した「消防の現状と課題」という報告書を作成し、これを市町長に報告した。これにより消防広域化が必要であるとの共通認識のもと協議会設立について合意した。

平成22年1月20日に協議会を設立し、15回の会議を重ね平成24年3月29日に広域消防運営計画を承認し、同年4月5日に埼玉県知事を特別立会人にお迎えし、消防広域化協定書に調印した。

3 協議会設置までの手順

▶手順の流れ

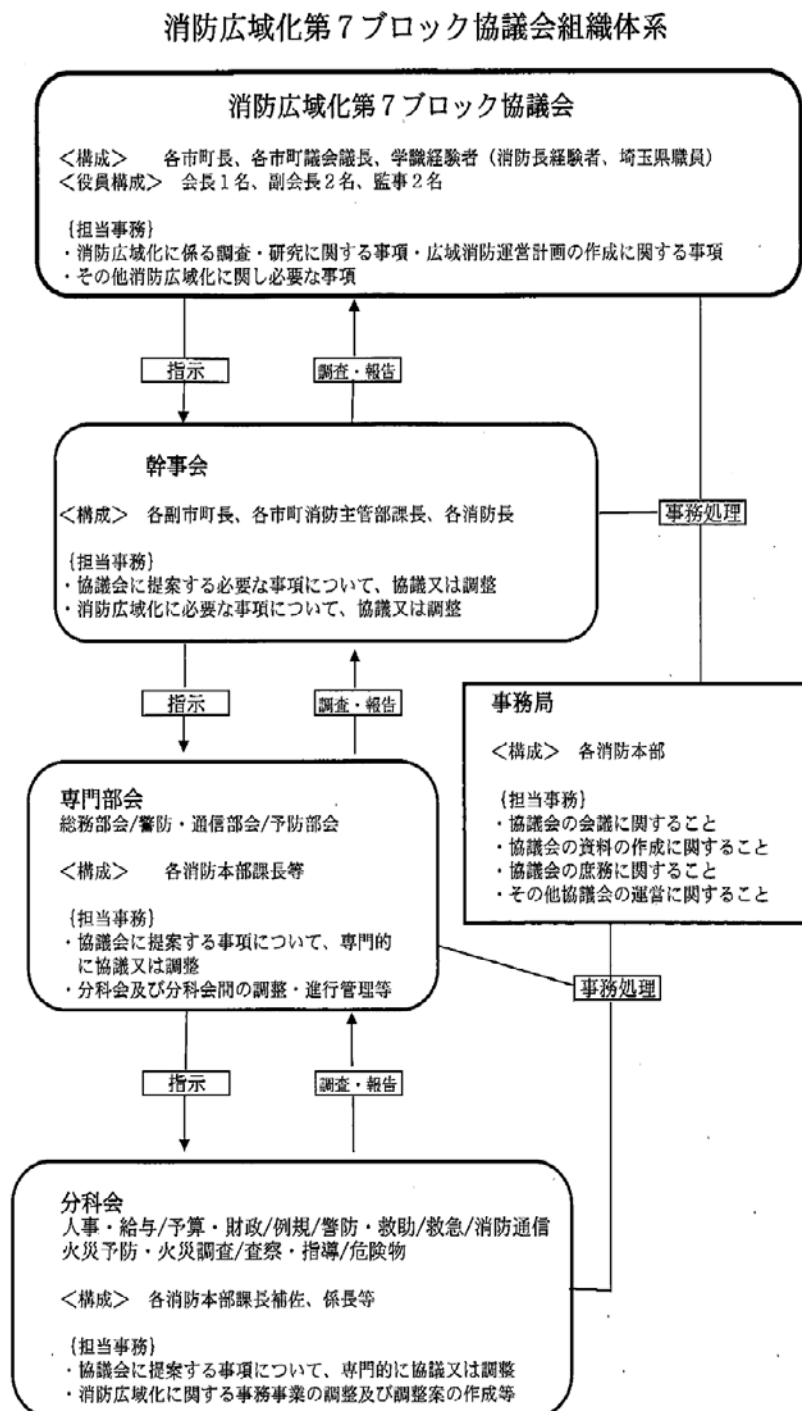
- (1) 協議会設立の合意
- (2) 協議会規約原案作成
- (3) 事務局体制及び協議会例規等の原案作成
- (4) 協議会設立準備会の開催
- (5) 協議会設立総会

▶規約の策定

- (1) 協議会の設置
- (2) 協議会の名称
- (3) 協議事項
- (4) 協議会の事務所
- (5) 協議会の組織
- (6) 協議会の役員
- (7) 役員の職務
- (8) 会議
- (9) 会議の運営
- (10) 委員以外の者の出席
- (11) 幹事会
- (12) 事務局
- (13) 経費
- (14) 報酬及び費用弁償
- (15) 協議会解散の場合の措置

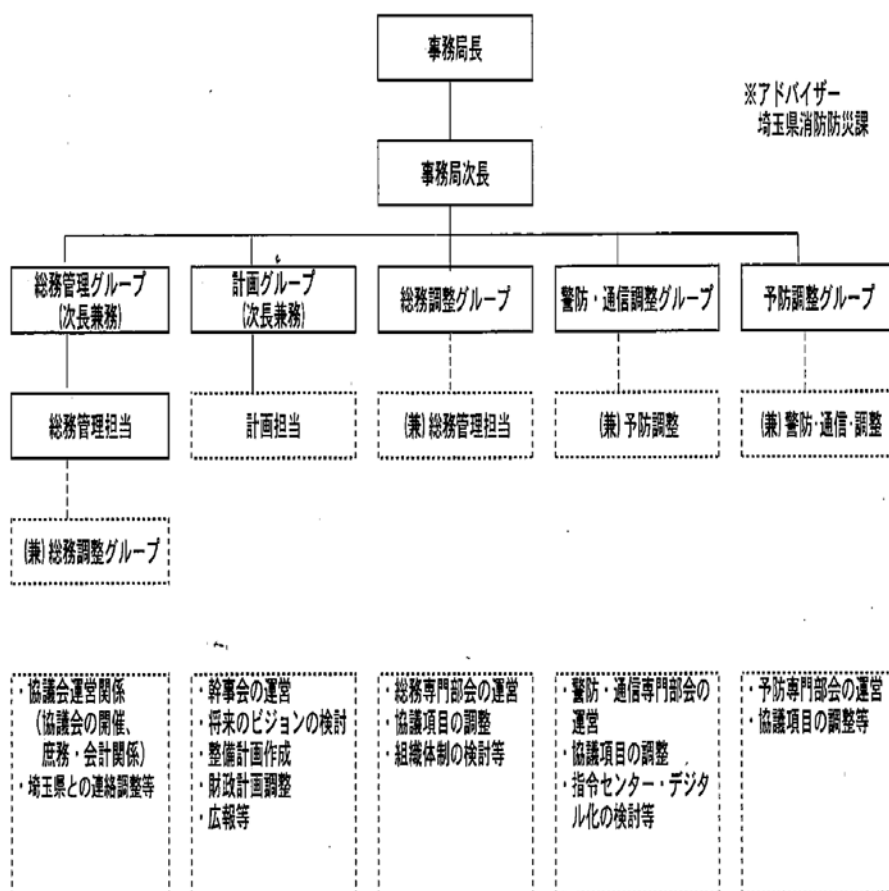
▶協議会の組織（協議会の体系図・構成、事務局の体制、経費負担割合）

(1) 協議会の体系図



(2) 事務局の体制

消防広域化第7ブロック協議会事務局体制



(3) 協議会に係る経費は、構成市町が均等に負担する。

4 協議会の事務の流れ

▶特に留意すべき点について

- (1) 協議会開催に際し市町長のスケジュール調整に困難を極めることから、年度計画として開催日を確保する。
 - (2) 協議会委員として、議会議長を選任したことで議会に対する説明が容易になる。また、学識経験を有する者として元職の消防長を選任した。
- 調整方針の基本的区分

- (3) 消防広域化に重要な協議項目を設定し、住民サービスの一層の向上を図るため、消防広域化による様々なスケールメリットを生かし、住民の理解を得ることができるよう、協議方針を確認した上で調整を行うための統一的な考え方として、統合は、4市2町のいずれかの事務事業の制度や仕組みを、新消防本部に適用して調整していくもの。

再編は、4市2町の制度や仕組みを改変し、新消防本部に適用して調整していくもの。

また、統合も再編も「広域化時」に行うものと、「広域化後」に行うものの2つに細分され、一元化しないと法令違反になってしまうものや、住民生活に重大な支障を生じてしまうような場合は、原則として「広域化時」に『統合』又は『再編』という判断で調整していく。

廃止は、新消防本部の健全な財政運営や行政改革の観点から、事務事業のあり方を見直し廃止する。

▶協議会設置の準備期間

平成20年3月 埼玉県が「埼玉県消防広域化推進計画」を策定

平成20年7月 埼玉県が「埼玉県消防広域化推進計画」各消防長へ説明

平成20年8月 埼玉県が「埼玉県消防広域化推進計画」を市町村長へ説明

平成20年9月～平成21年4月 埼玉県主催の消防広域化ブロック連絡会を開催

平成21年5月～平成21年10月 消防広域化第7ブロック連絡協議会を開催

平成21年10月 消防広域化第7ブロック協議会設立合意書締結

平成21年12月 消防広域化第7ブロック協議会設立準備会を開催

平成22年1月 消防広域化第7ブロック協議会設立

▶広域消防運営計画の協議期間

平成22年8月	広域消防運営計画作成項目（40項目）及び協議方針決定
平成22年10月	広域化の方式について以下11項目の調整方針決定
平成23年1月	議会の組織及び議員の選挙方法について以下11項目の調整方針決定
平成23年3月	消防本部の位置について以下9項目の調整方針決定
平成23年5月	教育、訓練、研修等について以下9項目の調整方針決定
平成23年8月	広域化の方式について以下6項目の協議会決定区分の事務事業一元化の調整結果について決定
平成23年10月	議会の組織及び議員の選挙方法について以下4項目の協議会決定区分の事務事業一元化の調整結果について決定
平成23年11月	協議会決定区分の給料について及び職員手当等については決定、負担金算定基準については、継続協議
平成23年11月	協議会決定分の負担金算定基準については、継続協議
平成24年2月	協議会決定区分の負担金算定基準について決定
平成24年3月	広域消防運営計画を承認

▶新体制への移行期間

(1) 広域推進会議設立

新組合設立に係る事務事業一元化のための具体的な調整・準備作業を行うため、広域化推進会議を設立した。

(2) 幹事会、専門部会及び作業担当

協議会で決定された調整方針に基づき、広域化までに調整が必要となる人事・給与、予算、電算等の、事務事業一元化項目について具体的に調整した。

(3) 例規等の策定

専門部会ごとに制定しなければならない例規を抽出し、広域化時、若しくは広域化後のいずれかに策定するか判断し、ベースをどの消防本部とするか、新たなものとするのかを協議し、例規を策定した。

(4) 組織及び人事の確定

組合設立日に辞令交付するが、内示については特殊事情を考慮し、約一か月前に行った。

(5) 予算編成

組合設立し議会の議決までの間暫定予算となるが、通年予算を調製しその中から義務的経費を抽出し暫定予算とした。なお、暫定予算は4カ月とした。

(6) 管理者の専決処分及び決裁

組合設立日に議会の議決が必要な条例及び予算は管理者が専決処分を行い、その他については、同日管理者の決裁を得た。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

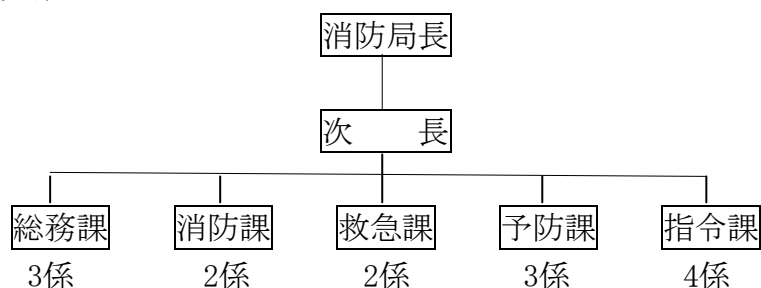
▶広域化の方式及びスケジュール

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき、新たに一部事務組合を設置する。

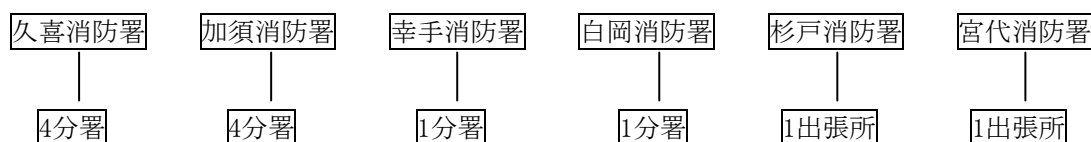
平成25年4月1日から消防業務を開始する。

▶組織

(1) 消防局5課



(2) 消防署6署（分署10、出張所2）



▶職員の処遇等

昇任、昇格、昇給等の基準に関する規則を制定する。

なお、普通昇給月は、4月1日とする。ただし、昇給月1月の職員にあっては、平成25年4月1日に1号給昇給（55歳以上の職員は除く。）とした。

昇任昇格の基準は、広域化前の各消防本部の昇任昇格基準を考慮し、組合の規則を制定した。

▶施設整備

(1) 消防施設計画

旧消防本部の施設計画等を尊重し、一元化を図った。

(2) 車両の整備計画

現在保有車両の耐用年数及び旧消防本部の施設整備計画を尊重した。

(3) 資機材の整備計画

計画的に整備を進行するため、更新基準の一元化を行った。

▶経費負担等

- (1) 組合市町の負担金は、広域化後5年間(平成25年度から平成29年度)は、直近前3年(平成21年度から平成23年度)平均の消防費決算額(消防団費及び庁舎建設等特殊事情経費を除く一般財源分。以下同じ。)を原則として上回らないものとする。

6年目以降の組合市町の負担金は、広域化後3年以内に定員適正化計画や施設適正化計画等を策定し、5年をかけて段階的に消防費決算額の5パーセントを目標に削減を図るものとする。

11年目以降の負担金の算出方法は、基準財政需要額割(各年度の直近前3年平均のものとする。)を基本とし、改めて協議するものとする。

また、消防救急無線のデジタル化等に係る経費については、別途協議するものとする。

土地取得については、当該市町が行い、庁舎建設及び庁舎大規模改修等(消防局機能施設を除く。)については、当該市町の負担により組合が事業執行する。

防火水槽に係る経費については、当該市町の負担により組合が事業執行する。

(2) 財産の取扱い

① 財産の管理

組合において財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例・規則・規程を新たに定める。

各市町及び久喜地区消防組合において管理を行っていたものについて、組合が引き継ぎ一括管理を行う。

② 財産の取扱い

常備消防の用に供している土地は無償貸与、建物及び動産は無償譲与とし組合が引き継ぐ。

③ 債務の取扱い

広域化前の消防施設整備に係る地方債等の債務については当該市町の負担とする。

▶消防団等との連携確保

消防団との合同訓練等については、消防署所の交替制勤務者が担当するため、各消防署の管理指導課が構成市町の担当部局及び消防団との窓口となり連絡調整をする。

消防団事務の構成市町へのスムーズな移管を行うため、広域化時までに各市町の担当部局との調整をし、各消防署の管理指導課が構成市町の窓口となり、訓練等についての指導は消防署員が対応する。

▶防災・国民保護担当部局との連携確保

自然災害やテロ、武力攻撃等の有事の際の、構成市町の防災・国民保護担当部局との連絡方法を確立していく。

なお、消防署長は、構成市町の防災会議及び国民保護協議会等の構成員として参画し、連携を図る。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

▶一部事務組合の設立手続

(1) 事前協議

一部事務組合を設立するためには、規約案等を議会の議決を経て地方公共団体が協議することとされている。

順序は「議決→協議」となるが、協議内容について議会の議決を経るためには、その内容が事前に定められている必要があり、このため構成する市町が事前に協議することになる。

これを平成24年3月29日に市町長が協議した。

また、許可権者は県知事となることから県担当者とスケジュールや関係書類等の調整・確認作業を併せて実施した。

(2) 議会の議決

事前協議した規約案等の内容は、法定協議の前に関係市町村の議会に付し議会の議決を経る必要がある。

これを平成24年6月の4市2町の議会において議決された。

(3) 法定協議

平成24年7月20日に4市2町の議会の議決を経た規約案等について、市町長が協議し、協議が整った証として協議書を作成した。

平成24年8月29日に埼玉県知事から組合設立が許可された。

▶住民への周知

各消防本部のホームページ及び市町広報紙を通じ住民へ情報提供した。

なお、久喜地区消防組合のホームページ内に協議会ホームページを作り、他の消防本部からはリンクさせた。

▶条例改正及び予算の準備

(1) 条例・規則等の取扱い

広域消防運営計画に係る事務事業一元化整理項目の協議において承認された調整内容に基づき、次の区分により整備した。

- ① 広域化と同時に、管理者の専決処分等により即時制定し、施行させるもの。（即時施行）
- ② 広域化後に制定し、施行させるもの。（漸次施行）

(2) 予算の準備

① システムの導入

平成24年8月 財務会計システム導入
プログラム作成

② 予算編成方針

平成24年9月 予算編成方針作成
予算編成方針を各消防本部で市町長決裁

③ 予算編成

平成24年9月 予算編成事務分担
平成24年10月 各消防本部で消防長査定を受け財政部局の了承を得た要求書を提出
平成24年11月 財務会計システム入力
消防長合同査定
平成24年12月 構成市町消防主管課等に説明
平成25年1月 構成市町の副市町長による協議
平成25年3月 予算案を各市町長による決裁

④ 暫定予算

平成25年3月 暫定予算調製

▶長及び議員の選任準備

管理者については、事前に市町長が協議し、副管理者は管理者以外の市町長

が就くこととし、管理者の職務を代理する副管理者の順序も併せて協議した。

これを平成24年11月27日に決定した。

議員については、年度当初に管理者から構成市町に対し組合議員の選出を依頼した。なお、長期間組合議会が機能しないのは好ましくないことから、臨時議会を開催し早急に選出するよう依頼した。

▶職員の身分の移管

人事管理の適正化及び事務の効率化のため、全職員の身分を組合へ移管し身分を一元化した。

また、職員の身分の取扱いについては、5消防本部職員の身分を組合にすべて引き継ぐこととし、当該職員は、組合設立の前日付けで退職し、組合設立日付けで採用とした。

7 広域化による具体的なメリット

▶消防体制の強化

- (1) 火災について、旧消防本部では消防ポンプ自動車が2台から4台の出場で対応していたが、近隣の署所から1台を追加出場させることで強化が図れた。

また、第2、3出場体制をとることができなかった消防本部については、近隣応援や非番職員の招集で対応していたが、組合内での対応が可能となり、更には、待機車両が第2、3の災害に対応できる体制を確立した。

広域化時、指令センターの統一が図られないため、旧消防本部に指令を残し対応しているが、平成27年度に消防救急無線デジタル化に合わせ高機能指令センターを整備することで指令の効率化及び指令人員を現場に振り分けることができ、より強固な体制を構築することが可能となる。

- (2) 救急について、旧消防本部で保有していた23台の救急車を消防署単位の管轄内で運用し対応しているが、高機能指令センターが整備され指令の一元化が図れれば、救急事案に対し管轄にとらわれることなく直近の車両を出動させ、現場到着時間の短縮を図ることが可能となる。
- (3) 救助について、6台の救助工作車により特別救助隊が2隊、救助隊4隊で運用しているが、高機能指令センターが整備され指令の一元化が図れれば高度救助隊の創設及び特別救助隊の増隊を図ることが可能となる。
- (4) 集団事故災害について、各消防本部が単独で対応できなかった災害に対し、広域化し消防力が強化されたことで、初期投入できる部隊数を大

幅に増隊することが可能となる。

▶予防業務・救急業務の高度化・専門化

(1) 予防業務の高度化

- ① 火災調査規程に基づき、各消防署の火災原因調査体制が確立され知識及び技術の向上が図れた。
- ② 査察規定に基づき、各署所において防火対象物及び危険物施設等の統一した立入検査を実施することができ実施率の向上が図れた。
- ③ 火災予防運動の企画立案等を予防課で統括することにより、地域に即した広報活動を実施することができた。

(2) 救急業務の高度化・専門化

- ① 救急救命士が病院研修等により不在となる場合、署所間で調整し救急救命士を代務させることで救急隊に救急救命士が不在となることなくなくなった。
- ② 研修先の病院が増えたことにより、研修が容易に行えるようになった。
- ③ メディカルコントロール協議会や救急関係の行事に救急救命士を派遣することができた。

▶高度な装備・資機材の整備

高度な装備・資機材については、旧消防本部ごとに整備したものや高額な資機材は財政事情により整備できないものがあつた。

現有の資機材を集約し適正配置を検討するとともに保有数についても精査することで経費の削減が図れる。また、高度な装備の整備についても単独で整備するより財政負担を軽減することができる。

▶人事異動・研修等の充実

(1) 人事異動

- ① 組織規模が大きくなったことで異動先の増加により人事ローテーションの活性化が図れる。
- ② 人事管理が多様化され、職員の年齢、勤務経験等を考慮した適材適所の配置が容易になる。
- ③ 職員の年齢に偏りが見られる消防本部があつたが、広域化したことで組合全体の中で人事異動することができ、年齢構成が平準化し適材適所の職員配置が可能となり、職員の職務意欲及び士気の高揚が図れる。

(2) 教育、訓練、研修等

① 職員研修

消防職員の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防職員を育成するため消防学校、消防大学校及び救急救命士養成所等への研修派遣等について長期的な視点を踏まえ、一元化した研修計画を策定ができる。

② 一般研修

消防組合担当課主催の一般（単独）研修は、消防行政の円滑な運営に資することを目的に実施するものとし、組織が広域のため、複数の場所で研修が実施できるよう調整し、また、職員への研修機会を増やすことができる。

③ 訓練

交替制勤務を3部制とすることで、同じメンバーで訓練を積み重ねることができ、統一された指揮体制の下で災害活動ができる。

④ 職員派遣

旧消防本部の職員派遣計画を尊重し、組合としての長期的な職員派遣計画を作成する。

現在、埼玉県1名、埼玉県航空センター2名、埼玉県消防学校へは随時職員を派遣している。

8 新体制移行後の課題等

▶一部事務組合の運営

- (1) 新組合設立日は、4月1日とすることで事務が軽減される。
- (2) 議員の選挙について、新組合設立当初は事前に選出できる旨を規約に盛り込むことで、広域化後速やかに議会を招集できる。
- (3) 広域化内に一部事務組合がある場合は、既存の組合を活用することで、事務が軽減される。
- (4) 正副管理者の人数が多くなるほど決裁に時間を要するため、決裁欄については速やかに意思決定できるよう簡素化し対応する。

▶給与調整、退職手当調整等

- (1) 給料表は、国の行政職俸給表（一）とし、8級制を採用する。
職員の現給を保障するにあたり、国の行政職俸給表（一）の対象外となる職員が生じるため、給料表の号給については、

組合として独自に追加する。

ただし、広域化時に国の行政職俸給表（一）の対象外となる職員が格付けされた各級の最高号給を上限として継ぎ足しするものとし、平成３０年度から継ぎ足しを廃止する。

現職員の給料については、広域化直前に支給されている各職員の給料月額をベースとして新給料表の級に対する職務を統一することとし、同額又は直近上位の級号給に位置付けることを原則に切り替えるものとし、調整が必要な場合は、個別に対応する。

- (2) 退職手当は、すべての団体が埼玉県市町村総合事務組合に加入しているため、職員の現在の身分を保証した状況で、新組合として新たに加入した。

